

## 橋本市民病院連携登録医制度会則

### (目的)

第1条 橋本市民病院（以下「当院」）と県下及び隣接する府県の医療機関が相互に協力して、県民が必要とする良質で適切な医療を提供するために、医療機能の役割分担と連携をより緊密にし、医療の充実と発展を図ることを目的とする。

### (入会)

第2条 連携登録医（以下「登録医」という）は、第1条の目的に賛同した医療機関の管理者及び勤務する医師、歯科医師とし、連携登録医申請書（別紙1）及び個人情報保護に関する誓約書（別紙2）に必要事項を記入し、橋本市民病院長に提出する。

2 橋本市民病院長は、入会を認めた登録医に連携登録医証及びIDカードを発行する。

3 登録医の有効期間は1年とする。但し、退会の意思表示がない場合は自動的に更新される。

4 登録医を辞退する場合は、連携登録医辞退届を、地域連携室に速やかに届け出ることとする。

### (周知)

第3条 当院は登録医の一覧を院内掲示、当院のホームページを通じて広報する。

### (登録医の特典)

第4条 登録医は診療部（科）長または主治医の了解のもと、紹介患者のカルテの閲覧および診療上必要と思われる事項について情報を得ることができる。

2 登録医は、当院で開催する学術講演会、症例検討会などの医学集會に参加することができる。

3 登録医は、当院の図書館での図書閲覧、文献をコピーすることができる。但し、コピー費用の負担は、病院職員と同等とする。

4 登録医の年会費は無料とする。

### (遵守事項)

第5条 登録医は、当院内では名札を着用し、当院の諸規程を遵守するものとする。

2 登録医は、診療について当院職員に対し、直接指示することはできないものとする。

### (個人情報の保護)

第6条 当院及び登録医は、患者情報の共有に際して、個人情報保護法等に則って、患者の個人情報の漏洩等が起きないよう最善の注意を払うこととする。

### (その他)

第7条 登録医としてふさわしくないと認めるときには、登録を取り消すことができる。

2 疑義が生じた場合、橋本市民病院内において協議するものとする。

### (事務局)

第8条 登録医制度運用の事務局は、地域連携室に置く。

### (運用細則)

第9条 登録医制度の運用細則は、別に定めるものとする。この会則は平成29年10月1日から施行する。